

「人間の安全保障」によって何が変わったのか。今から二十年前、「いまこそ、国家の安全保障」という狭義の概念から『人間の安全保障』という包括的な概念に移行すべきときである」と国連開発計画は訴えた。大胆な主張が注目される一方で、内容が広範囲過ぎて曖昧である、現実的でないといった批判も多く寄せられた。

それから二十年、世界には依然として核の脅威が存在し、各国は自国の軍勢力や経済力を強化して存在感を示そうと躍起になっている。他方、紛争が激化するシリアでは二百万人を超える人々が難民となり、その約半数が子どもたちである。何も変わっていないのかもしれない。

「人間の安全保障」の構成要素である「欠乏からの自由」と「恐怖からの自由」のうち、後者に重きをおいたのはカナダである。一九九六年に就任したアックスワース外務大臣の下、「人間の安全保障」の中でも武力紛争下における民間人の保護を重視する方針を掲げ、従来の平和維持活動に主導的役割を果たしてきた経験を活かす施策を推し

「人間の安全保障」を支えるもの

豊島名穂子

進めた。さらに、二〇〇〇年には介入と国家主権に関する国際委員会を設立し、同委員会は「保護する責任」という概念を提示した。それは、本来国家主権には国民を保護する責任があり、それを果たせないもしくは果たす意思のない場合には、その責任を国際社会が担うという考え方である。

「保護する責任」は、紛争の度に国際社会が直面してきた介入の必要性と国家主権の問題を打開するための画期的な考え方として位置付けられることが多い。なおかつ重要な点は、国家主権という国際社会の存立そのものを支える概念が、「人間」を守るという何より根本的な視点から再検討されたことにある。「保護する責任」の実際の運用について課題が山積していることは事実である。しかし、既存の概念を「人間」を中心に据えて問い直した時、新たな変革の可能性があることを示しているのではないだろうか。そうしたいのが、批判を受けながらも存在し続ける「人間の安全保障」を支えているように思う。

（とよしま なおこ／東洋哲学研究所委嘱研究員）